

## 公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
散薬分包機 2台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成29年10月27日	株式会社トーショー 東京都大田区東糀谷3-13-7	6,912,000円	:現在、保有機器に重大な故障が発生しており、緊急に更新の必要がある、また既存システムの一部でもあることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さない、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため、随意契約とするものであること。	
超音波画像診断装置 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成29年10月31日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	3,456,000円	当センターが求める仕様を満たす機器が1社のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、随意契約とするものであること。	
内視鏡システム 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成29年11月22日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	28,998,000円	:現在ある器械等との汎用性を考慮し、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
公報用DVD制作 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成29年12月20日	株式会社ギミック 東京都渋谷区南平台町2-17 日交渋谷南平台ビル7階	1,595,160円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、見積り競争による随意契約とするものであること。	
ドライポロシャツ製作 1,200枚	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成29年12月8日	株式会社三越伊勢丹 東京都新宿区新宿6-27-30	1,516,320円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、見積り競争による随意契約とするものであること。	

### 備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3)随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。